主 文

特許庁が、昭和四二年九月二〇日、同庁昭和三九年審判第五〇六一号事件について した審決を取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求め、被告指定代理人は、「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めた。 第二 請求の原因

原告訴訟代理人は、請求の原因として、次のとおり、述べた。

ー 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和三七年四月九日、名称を「重畳高周波数励磁電流での錐状体記録」とする発明につき、特許出願をしたところ(昭和三七年特許願第一三、六〇三号)、昭和三九年五月二一日拒絶査定があつたので、同年一〇月一二日これを不服として審判を請求し、昭和三九年審判第五、〇六一号事件として審理された結果、昭和四二年九月二〇日、「本件審判の請求は成り立たない。」旨の審決があり、その謄本は、同年一〇月二八日原告に送達された(出訴附加期間三カ月)。 二 本願発明の要旨

本願発明の要旨は、本願明細書および図面の記載から、次のとおり、理解すべきである。

「変調溝を作ることによつて記録することのできる記録媒体を動かす装置を有する表音器械にあつて、異常に少ない針圧で記録媒体に作用し、かつ、記録媒体に係合して、このレコード盤が動く時には変調溝を作る小尖頭錐状体を有する記録頭と、該頭に電気信号を、記録される筈の所定周波数範囲内で給送する装置と、記録媒体に対抗して異常に少ない針圧を受けて、該錐状体を記録媒体に貫入させる装置とが組合わされていて、そしてこの装置には別個に又同時にこの錐状体を該信号の記録中の該周波数範囲以上の選定周波数で、連続的に震動させる装置が含まれているので、よつて該記録媒体内の溝は拡大されて、該錐状体尖頭の巾より実質的に大きい巾を持つている表音器械。」

三 本件審決理由の要点

四 本件審決を取り消すべき事由

引用例には、本件審決説示のとおり記載されていることは争わないが、本件審決は、次の点について、違法であり、取消しを免れない。

(一) 本件審決が、本願発明の要旨の一部を不明とし、残余の部分をもつて、引用例と比較検討したうえ本件特許出願を拒絶したことは違法である。

- 本願発明は、次の五要件より構成されている。
- (1) 変調溝を作ることによつて記録することのできる記録媒体を動かす装置を 有する表音器械にあつて、
- 異常偏動にある記録媒体に対抗して偏動する、又記録媒体に係合して、こ のレコード盤が動く時には変調溝を作る小尖頭錐状体を有する記録頭と、
- (3) 該頭に電気信号を、記録される筈の所定周波数範囲内で給送する装置と、記録媒体に対抗しての該頭の該異常偏動の影響のもとに、該錐状体を記録媒体中に
- 置入させる装置とが組合されていて、 (4) そしてこの装置には別個に又、同時にこの錐状体を、該信号の記録中の該 周波数範囲以上の選定周波数で、連続的に震動させる装置が含まれているので、 (5) よつて該記録媒体内の溝は拡大されて、該錐状体尖頭の巾より実質的に大
- きい巾を持つている表音器械。
- ところで、本願明細書の「発明の詳細な説明」の項を参酌すると、叙上のう とこうで、本願明神青の「飛明の計画な説明」の頃で参酌すると、水工のうち、「異常偏動にある記録媒体に対抗して偏動する、又」とは、「異常に少ない針圧で記録媒体に作用し、かつ」と、また「記録媒体に対抗しての該頭の該異常偏動の影響のもとに」とは「記録媒体に対抗して、異常に少ない針圧を受けて」と解しうべきものである。ところが、本件審決は、上記(2)の「異常偏動にある記録媒体に対抗して偏動する記録頭」および上記(3)の「該頭の該異常偏動の影響のもたは、対抗して偏動する記録頭」および上記(3)の「該頭の該異常偏動の影響のもたなが世代する記録媒体のに置きなせる特異しての記載報公について、明知書おり とに該錐状体を記録媒体中に貫入させる装置」との記載部分について、明細書およ び図面によっても、異常偏動がどのようなことを意味しているかは不明であり、右 部分は本願発明の要旨外のものであると認定し、これを除外した残部のみを引用例

と比較検討したうえ、両者を同一発明と説示した。 しかしながら、特許請求の範囲に記載された事項はその発明の構成に欠くことの できない事項であつて、そのうちの一部を除外して、その発明の技術内容を判断す ることは許されず、したがつて、本件審決の叙上のような認定および判断は違法で ある。

- かりに本件審決の認定の趣旨が、「異動偏動」とは「録音頭に加える針 圧」の趣旨と解しても、本願発明の要件中、「異動偏動にある記録媒体に対抗して 偏動する記録頭」、「該頭の該異常偏動の影響のもとに、該錐状体を記録媒体中に 貫入させる装置」は慣用技術であり、その他の点は引用例と同一発明であるとした ものであるとしても、本件審決は、本願発明の要旨の把握を誤つたもので、違法で
- 1 本願発明は、前述したとおりの五要件よりなるところ、本願明細書の「発明の詳細な説明」の項を熟読参酌するときは、右要件中、「異常偏動にある記録媒体に 対抗して偏動する記録頭」および「該頭の該異常偏動の影響のもとに該錐状体を記 録媒体中に貫入させる装置」とは、それぞれ「異常に少ない針圧で記録媒体に作用 する記録頭」および「この記録頭を異常に少ない針圧で記録媒体に作用させる機 構」を意味することを理解することができる。
- ところで、音声を忠実に録音するためには、録音針を自由に振動させることが 要件であり、そのためには、本願発明では、録音針を小尖頭の錐状体とし、これに 加える圧力を異常に少なくした。その結果録音針は原音に忠実に振動するが、この振動は微力で、記録媒体(レコード盤)をひつかく程度に終る。そこで、本願発明においてはさらに音声振動に高周波振動を重畳して強力な変調音とし、この変調音 を記録媒体に対し、変調溝として記録することによつて、原音に忠実な録音をすることができるようにした。

そして、本願発明の構成は、前記目的および効果を達成するために必要な、異常 に少ない針圧で作動する小尖頭錐状体を動作させる機構および変調音を発生させて これを記録する装置を備えている。

- 他方、引用例の発明は、音響信号に高周波を重畳するという広義の技術思想に
- 正方、可用所の元明は、日音信与に同周派と呈直するという広義の技術であた 止まり、記録用カツターの切削能力を高めることを目的とした方式で、表現された 発明であり、本願発明とは、本質的に異なる。 4 しかるに、本件審決は、本願発明の要旨を正解せず、前記「異常偏動にある記録は体に対抗して偏動する記録頭」および「該頭の該異常偏動の影響のもとに、該 錐状体を記録媒体中に貫入させる装置」の「異常偏動」を単に、録音頭に加える針 圧に過ぎず、慣用技術に属すると解し、引用例の発明と本願発明とを同一発明と判 断したのは、結局、本願発明の要旨の把握を誤つた違法があるというべきである。
- (三) 引用例の発明により、高周波信号を重畳しない従来の録音手段と比べて、 切削能率がよくなり、切削能率がよくなることは切れ味がよくなり、したがつて、

高周波を重畳しないで録音していたときの針圧よりも軽くてよく、針先半径も小さくてすむことは当然であることは争わない。 第三 被告の答弁

被告指定代理人は、答弁として、次のとおり述べた。

本件に関する特許庁における手続の経緯および本件審決理由の要点が、原告主張のとおりであることは認めるが、その余を否認する。本件審決は正当であつて、原告主張のような違法はない。すなわち

告主張のような違法はない。すなわち (一) 本願発明の要件中、原告主張にかかる(2)および(3)の部分は、本願明細書の特許請求の範囲および発明の詳細な説明の項の記載をもつてしても、「異常偏動にある記録媒体に対抗して偏動する記録頭」「該頭の該異常偏動の影響のもとに、該錐状体を記録媒体中に貫入させる装置」なる記載がいかなる技術内容を意味するかは、理解しがたく、到底原告主張のように理解することはできない。この「異常偏動」を善解したとしても、ただ単に録音頭に加える針圧を意味するものとしか理解することができず、これを本願発明の要旨外として、その点に発明が認められないとした審決には違法はない。

(二) かりに、本願発明の要旨を原告主張のように理解すべきであるとしても、 引用例の発明も、本願発明も、いずれも、音声信号に高周波信号を重畳してカツタ 針に印加して切削能率をよくするという技術手段に発明が存し、両者とも、その結 果として必然的に通常の針圧よりも遥かに少ない針圧と小さい針先半径を有するカ ツタ針を使用することができるのであつて、同一発明にほかならない。

できる。 そもそも、録音盤の種類および録音溝のピッチを特定すれば、その条件で正しい 音溝を切り込むためのカッタ針の針先半径および針圧は必然的に特定高周波信号を 重畳してカッタ針に印加するもので、それにより、周波と重畳しない従来の 録音手段と比較して、切削能率がよくなるという効果を奏する。切削能率がよくなるということは切れ味がよくなるという効果を奏する。切削能率がよくなるという効果を るということは切れ味がよくなるという効果を るということは切れ味がよくなるという効果を るということは切れ味がよくなるという効果を また、引用例の発明においても、切削 能率がよくなつた結果、「通常の針圧よりもはるかに少ない針圧と小さい針先半径 を有するカッタ針」を使用することができるのであるから、結局、本願発明は、引 用例の発明と同一に帰する。

したがつて、本件審決には原告主張のような違法はない。 第四 証拠関係(省略)

理由

(争いのない事実)

本件に関する特許庁における手続の経緯および本件審決理由の要点が、いずれ も、原告主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。

(本件審決を取り消すべき事由の有無)

叙上によれば、本願の明細書における特許請求の範囲の記載がきわめて、拙劣かつ晦渋難解であるとのそしりを免れないことは、否みえないところであろう。しか

しながらないのようなことで高いいからでいい。本件審決が「どのようなことでである」とする「明の明細書の「とないのからもののののののののののののののののののののののののののである。とないののののである。とないのののである。とないののである。とないのののである。とないののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのではないいのではないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないいいではないいいのではないいではないいのではない、ないではないのではないではない、ないのではない、ないのではないのではな

(明細書一四ページ六行目以下参照)「第6図及び第8図には約1/4ミルの尖 端半径を有してレコード盤上に3万至5グラムの低偏動力を与えるような小錐状体 を何等高周波数の励磁電流を記録器(64)中に送ることなく使用した時の浮上り 工作によつて得られた溝型が(108)で示されている。例えばこのような溝は非 常に浅くて、再生時の錐状体のためのあとつけ案内溝としては全然不適当である。 レコード盤上の記録器 (64) の重量が有効なあとつけ案内溝として適当な充分深 い溝を得るために、増加されたとすれば、その結果はレコード盤の引裂きを起し、 しかも印加される可聴信号に応答する溝の横変調は重荷重が記録器錐状体上に課せ られているので、比較的少ない。高水準の重量高周波数電流が本発明に従って記録 器中に給送される時には、錐状体は第6図及び第9図に(109)で示すようなや や急な側壁を持つ巾広いより深い溝を作ることができる。これを換言すれば、同じ 錐状体で、しかも低錐状体圧力で、深い巾広い溝は錐状体圧力を増加させることだ けによつて巾広い深い溝を得ようとする努力の結果から生ずるようなレコード盤の 引掻き或は引裂きを招来することなく、得ることができる。」(明細書ニーページ 三行目以下参照)との記載および本件審決が仮定的にではあるが「録音頭に加える 針圧とも推測できる」としてのべている事実(このことは、当事者間に争いがない。)を参酌して考えると、「従前に一般に行われ、かつ、可能としたよりも小さい針圧(で記録媒体、すなわちレコード盤に作用する)」との趣旨であると解されないわけではなく、これに反する証拠はない。したがつて、「異常偏動にある記録 媒体に対して偏動する記録頭」とは、「従前に一般に行われ、かつ、可能としたと ころよりも小さい針圧で記録媒体に作用する記録頭」と、また、「該頭の該異常偏動の影響のもとに、該錐状体を記録媒体中に貫入させる装置」とは、「該錐状体を記録媒体に対し従前一般に行われ、かつ、可能とされていたところよりも小さい針圧で記録媒体に貫入させる装置」と理解することも可能である。そうすると、本件要が「異常原動」なる表現が不明なまるとしてこのもまれて、 審決が「異常偏動」なる表現が不明であるとしてこの点を本願発明の要旨外と認定 したことは、本願発明の要旨の認定を誤つたことに帰し、違法であるといわなけれ ばならない。

次に、本件審決は、「異常偏動」とは「録音頭に加える針圧」とも推測できるが、そうであるならば慣用技術であるから、その点は本願の要旨外のことであり、本願発明は引用例と同一発明と認めると認定している。しかしながら、前記説いのとおり、「異常偏動」なる文言が「従来一般に行なわれ、かつ、可能とされてもところより小さな針圧」であると解されないわけではないとする以上、それをもて直ちに慣用技術であると一蹴し、これを要旨外と断定して本願発明を引用例と同一発明と認定したことは、本願発明の要旨の認定を誤ったもので違法であるというはない。けだし、本願発明の出願人である原告が「従来一般に行なわれ、、すずなわち「従来一般に慣用されている技術」とすることはそれ自体誤りであるとせざ

以上説示したように、本件審決には、原告主張のような違法があるから、その余について判断を加えるまでもなくこれを取り消すこととし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 服部高顕 石沢健 奈良次郎)